人事異動

法務省

検事
山田　信二

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する
併任の期間は平成二十四年十一月三十日までとする
同　渡辺　登

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）の併任を解除する（以上十月一日）

最高裁判所

神戸家庭裁判所判事
播磨　俊和

部の事務を総括する者に指名する
東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事
酒井　英臣

福岡地方裁判所判事補に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する
福岡簡易裁判所判事に補する
同
西岡　慶記

青森地方裁判所判事補に補する
兼ねて青森家庭裁判所判事補に補する
青森簡易裁判所判事に補する（以上十月十日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事生熊正子は十月九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、十月十二日スペイン国の国祭日につき、同月十一日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十四年十月十五日

国土交通省大阪航空局長　吉崎　収

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　国土交通省九州地方整備局
国土交通省大阪航空局

代表者の氏名　国土交通省九州地方整備局長
吉崎　収
国土交通省大阪航空局長　福内　直之

主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　福岡空港滑走路増設事業

対象事業の種類　滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更

対象事業の規模　新設する滑走路の長さ二千五百メートル

三　対象事業が実施されるべき区域

福岡市博多区

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福岡市（東区、博多区、南区）、春日市、大野城市、太宰府市、志免町及び粕屋町

五　方法書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧の場所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港ＰＴ（プロジェクトチーム）
福岡県福岡市中央区大手門二丁目五番三十三号
国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
福岡県福岡市博多区上臼井字屋敷二百九十五
国土交通省大阪航空局福岡空港事務所
福岡県福岡市博多区東公園七番七号
福岡県庁県民情報センター
福岡県福岡市中央区天神一丁目八番一号
福岡県福岡市役所情報プラザ
福岡県福岡市東区箱崎二丁目五十四番一号
福岡市東区役所企画振興課
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番三号
福岡市博多区役所市民相談室
福岡県福岡市南区塩原三丁目二十五番一号
福岡市南区役所市民相談室
福岡県春日市原町三丁目一番五号
春日市役所環境課
福岡県大野城市曙町二丁目二番一号
大野城市役所環境課
福岡県太宰府市観世音寺一丁目一番一号
太宰府市役所環境課
福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目一番一号
志免町役場生活環境課
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目一番一号
粕屋町役場環境生活課
福岡県福岡市博多区東平尾二丁目二十番一号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立席田会館
福岡県福岡市博多区月隈六丁目二十三番十七号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立月隈会館
福岡県福岡市東区原田二丁目八番二十五号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立筥松会館
福岡県福岡市東区箱崎一丁目三十六番四十一号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立箱崎会館
福岡県福岡市博多区吉塚本町十番二十四号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立東吉塚会館
福岡県福岡市博多区吉塚五丁目十五番三号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立吉塚会館
福岡県福岡市博多区麦野一丁目一番五号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立板付会館
福岡県福岡市博多区光丘町一丁目二番一号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立那珂南会館
福岡県福岡市博多区浦田一丁目二十番一号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立東月隈会館
福岡県福岡市博多区東光二丁目二十番十号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立東光会館
福岡県福岡市博多区板付二丁目十三番二十五号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立板付北会館
福岡県福岡市博多区東那珂一丁目十三番九号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立那珂会館
福岡県福岡市東区馬出五丁目三十四番十四号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立馬出会館
福岡県福岡市博多区諸岡六丁目三十一番三十一号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立三筑会館
福岡県福岡市博多区諸岡一丁目十八番十一号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立弥生会館
福岡県福岡市東区箱崎七丁目三番四号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立東箱崎会館
福岡県福岡市東区松島一丁目十番十七号
福岡市立空港周辺共同利用会館　福岡市立松島会館

縦覧の期間及び時間　平成二十四年十月十五日から同年十一月十四日まで　九時から十六時三十分まで（福岡市立空港周辺共同利用会館にあっては月曜日を除き、それ以外の縦覧の場所にあっては土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

六　意見書の提出

法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。